

報告第 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	平成29年12月27日	44,533円	足立区鹿浜 在住者	平成27年3月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	平成29年12月27日	65,667円	足立区鹿浜 在住者	平成27年8月から平成28年4月まで及び平成28年8月から平成28年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	平成29年12月27日	73,000円	足立区江北 在住者	平成28年10月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、

				不足分相当額の損害を与えた。
4	平成29年12月27日	51,020円	足立区谷在家在住者	平成28年12月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
5	平成29年12月27日	75,333円	足立区扇在住者	平成28年6月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
6	平成29年12月27日	38,333円	足立区入谷在住者	平成28年9月から平成28年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
7	平成29年12月27日	0円	足立区皿沼在住者	平成25年1月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定したことについて、何ら債権債務がないことを確認した。
8	平成29年12月27日	390,420円	足立区舎人	平成25年6月から平

			在住者	成27年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
9	平成30年1月5日	7,290円	足立区千住大川町在住者	平成27年10月から平成28年7月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
10	平成30年1月5日	0円	足立区千住緑町在住者	平成25年6月から平成25年11月までの間の生活保護の額を過少に算定したことについて、何ら債権債務がないことを確認した。
11	平成30年1月5日	93,040円	足立区宮城在住者	平成22年7月から平成22年10月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
12	平成30年1月5日	83,406円	足立区千住緑町在住者	平成24年2月から平成24年3月まで及び平成27年1月から平成27年3月までの間

				の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
13	平成30年1月5日	48,666円	足立区千住龍田町在住者	平成26年1月から平成26年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
14	平成30年1月10日	66,020円	足立区東和在住者	平成26年5月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
15	平成30年1月10日	116,300円	足立区大谷田在住者	平成23年1月から平成23年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
16	平成30年1月10日	1,680円	足立区東綾瀬在住者	平成28年7月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
17	平成30年1月10日	5,000円	足立区六木	平成28年12月の生活

			在住者	保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
18	平成30年1月12日	38,808円	足立区一ツ家在住者	平成19年3月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
19	平成30年1月12日	30,000円	足立区島根在住者	平成23年8月から平成24年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
20	平成30年1月12日	35,000円	足立区六月在住者	平成28年8月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
21	平成30年1月12日	1,812,910円	足立区島根在住者	平成22年11月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
22	平成30年1月17日	47,299円	足立区梅田	平成24年11月の生活

			在住者	保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
23	平成30年1月17日	3,900円	足立区西新井在住者	平成27年11月から平成28年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
24	平成30年1月17日	2,002円	足立区西新井本町在住者	平成28年12月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
25	平成30年1月17日	337,222円	足立区梅田在住者	平成27年3月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
26	平成30年1月22日	60,000円	足立区鹿浜在住者	平成28年7月から平成28年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。

27	平成30年1月24日	48,640円	足立区東和 在住者	平成26年10月から平成26年11月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
28	平成30年1月25日	33,696円	足立区江北 在住者	平成27年8月から平成28年7月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
29	平成30年1月26日	66,208円	足立区保木 間在住者	平成16年9月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
30	平成30年1月26日	76,367円	足立区保木 間在住者	平成17年4月から平成17年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
31	平成30年1月26日	60,000円	足立区青井 在住者	平成25年8月から平成26年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害

				を与えた。
32	平成30年1月26日	744,275円	足立区中央 本町在住者	平成23年2月から平成25年10月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
33	平成30年1月26日	923,280円	足立区青井 在住者	平成24年5月から平成27年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
34	平成30年1月26日	55,000円	足立区南花 畑在住者	平成28年4月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
35	平成30年1月26日	91,160円	足立区保木 間在住者	平成28年10月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
36	平成30年1月26日	65,440円	足立区東伊 興在住者	平成23年7月から平成23年11月までの間の生活保護の額を過

				少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
37	平成30年2月1日	54,016円	足立区鹿浜 在住者	平成25年2月から平成25年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
38	平成30年2月1日	324,394円	足立区舎人 在住者	平成26年8月から平成27年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
39	平成30年2月2日	11,341円	足立区東保 木間在住者	平成23年5月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
40	平成30年2月2日	61,622円	足立区花畑 在住者	平成25年3月から平成25年8月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
41	平成30年2月2日	91,160円	足立区保木 間在住者	平成27年5月から平成27年8月までの間

				の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
42	平成30年2月2日	100,000円	足立区西竹の塚在住者	平成27年6月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
43	平成30年2月2日	38,760円	足立区中央本町在住者	平成27年9月から平成27年12月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
44	平成30年2月6日	189,200円	足立区佐野在住者	平成28年2月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
45	平成30年2月6日	29,180円	栃木県大田原市在住者	平成29年1月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。

46	平成30年2月6日	209,104円	足立区佐野 在住者	平成28年9月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
47	平成30年2月6日	72,026円	足立区谷中 在住者	平成28年10月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
48	平成30年2月6日	61,720円	足立区中川 在住者	平成25年6月から平成28年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
49	平成30年2月6日	350,636円	足立区辰沼 在住者	平成25年7月から平成27年7月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
50	平成30年2月6日	56,167円	足立区保木 間在住者	平成25年4月から平成25年7月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、

				不足分相当額の損害を与えた。
51	平成30年2月6日	15,400円	足立区竹の塚在住者	平成22年4月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。